

## 令和8年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林・林業の 魅力伝道事業委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和8年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林・林業の魅力伝道事業

### 2 業務の目的

東三河地域※1において、2021年12月に東三河ビジョン協議会※2が策定した「東三河振興ビジョン 2030」を推進していくにあたり、広域的課題への対応を強化するため、2024年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」を実施している。

県下で唯一林業科を置く田口高等学校と連携し、魅力あるカリキュラム作成や、東三河地域の森林・林業に関連する事業者と田口高等学校林業科が作成する木工品のPR等により魅力を伝え、高等学校の魅力化を図るべく、2025年度に開発した地域資源を活用した商品開発や環境教育、時代にあった林業の担い手育成等、地域や社会の健全で持続的な発展を担うため必要な資質・能力を育成するプログラムの運用支援等を行うことを目的とする。

※1 東三河地域とは、愛知県東部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

※2 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一体となって東三河の振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 委託業務の内容

「2 業務の目的」を踏まえ、以下の事項を一体的に行うものとする。

#### （1）学習カリキュラムの実施

- ・令和7年度に作成した以下アからウの3つの教科または科目を実施するにあたり、伴走支援を行うこと。
- ・必要に応じて学習カリキュラムの修正を図ること。
- ・生徒の成長を可視化するため、単元ごとや年度末にアンケートを実施し、学びの成果を把握すること。
- ・アンケート結果を踏まえ、職員間で定期的なミーティングを実施できる組織的な体制を整えること。

- ・学校設定科目「アウトドア」や学校設定教科「スマート林業」を対象に、本年度実施した外部講師の授業風景をデータ化し、次年度以降も講師の代わりとなる動画を作成すること。

ア 学校設定科目「スマート林業」の実施

- (ア) 履修対象者：田口高等学校林業科に在籍する第2学年の生徒（12人程度）

- (イ) 実施回数：1単位分（年間35時間）

※1回の授業時間は、原則50分とする。

(ウ) 学習評価方法の開発

- ・単元やイベント、課題等に評価を付けるものとして、学習マネジメントシートやループリック表等、教員が年間を通じて授業の実施や学習評価ができる資料を作成すること。

(エ) 外部講師の招聘

- ・カリキュラムに基づき、外部講師によるドローン講習会、スマート測量、高性能林業機械操作の講座を設定すること。

- ・必要な費用を負担するとともに、次年度以降も持続可能な人物を選定すること。

(オ) 実施について

- ・必要に応じて、生徒がスマート林業を実践する場所等へ行くための支援をすること。

イ 学校設定教科「アウトドア」の実施

- (ア) 履修対象者：田口高等学校に在籍する第2学年の生徒（28人程度）

- (イ) 実施回数：1単位分（年間35時間）

※1回の授業時間は、原則50分とする。

(ウ) 学習評価方法の開発

- ・単元やイベント、課題等に評価を付けるものとして、学習マネジメントシートやループリック表等、教員が年間を通じて授業の実施や学習評価ができる資料を作成すること。

(エ) 外部講師の招聘

- ・カリキュラムに基づいて、外部講師による講座を設定すること。

- ・地域や設楽町役場とも連携し、人材ネットワークを学校と構築すること。

- ・必要な費用を負担するとともに、次年度以降も持続可能な人物を選定すること。

(オ) 実施について

- ・必要に応じて、生徒がアウトドアを実践する場所等へ行くための支援をすること。

ウ 「総合的な探究の時間（田高羅針盤）」の実施

- (ア) 履修対象者：田口高等学校に在籍する生徒（55人程度）

- (イ) 実施回数：3単位分（年間105時間）

※1回の授業時間は、原則50分とする。

(ウ) 学習評価方法の開発

- ・文言による評価を付けるものとして、学習マネジメントシートやループリック表等、

教員が年間を通じて授業の実施や学習評価ができる資料を作成すること。

(エ) 外部講師の招聘

- 外部講師として、以下の講師を選定すること。

a 1年生：20名（予定）

- 生徒が自身のキャリアを考えるために必要となるトークフォークダンス等の講座において、地域で活躍する社会人を講師として選定すること。
- 林業の魅力を伝達できる講師及び林業に従事するロールモデルとなる講師を選定すること。

b 2年生：28名

- 他地区において、地域の困りごとを解決した成功事例について講話ができる講師を選定すること。

c 3年生：15名

- 田口高等学校で身に付けたもの、学んだことをPRする実践力が育成できる講師を選定すること。
- 必要な費用を負担するとともに、次年度以降も持続可能な人物を選定すること。

(オ) 3年生の取組について

- 中学生や地域住民に対して、田口高校の取組報告を実施すること。

(カ) 実施について

- 必要に応じて、生徒が総合的な探究の時間を実践する場所等へ行くための支援をすること。

**(2) 木工事業者と田口高等学校のコラボ商品開発及び制作、販売**

- 木工事業者と田口高等学校のコラボ商品が販売に繋がるよう、伴走支援を行うこと。
- 商品開発の改善に繋げるためのアイディア創出の機会を設けること。

ア 履修対象者：田口高等学校林業科に在籍する第3学年の生徒（15人程度）

イ 実施科目：科目「課題研究」

ウ コラボする木工事業者数：1者以上とする。

※1回の授業時間は、原則50分とする。

エ 実施について

- 商品開発したものを販売するにあたり、生産・販売体制の構築を進め、支援すること。
- 生徒が木工事業者の事業所等に見学へ行く場合は支援を行うこと。
- 使用する木材については、学校もしくは木工事業者が用意するものを使用すること。

**(3) 教員研修**

- 以下の2つの科目について、自走に向けた教員研修を実施し、支援すること。

ア 学校設定教科「アウトドア」について

- ・アウトドアの授業等を活用し、教員を対象にした講習会を実施すること。
- ・実施回数は5回程度とすること。
- ・実施内容は契約後協議すること。

イ 学校設定科目「スマート林業」について

- ・林業関係高校の教員や実習教員に対して、ドローンや高性能林業機械を操作できるための国家資格等の取得を支援すること。
- ・対象となる教員や実習教員を計3名程度に選定し、実施時期や講習機関を決定すること。

**(4) 本事業の成果の継続性を保つための協力体制の確立**

- ・田口高等学校が運営するコミュニティスクールを核とした、地域や関連企業との連携協定等持続可能な連携ができる仕組みを構築すること。
- ・学校の取組を建設的に検討し、改善する組織体制を整えるため、校内から担当者を指定し、取組の内容に応じて必要なワーキンググループを設置し、実施すること。

ア 資金調達

- ・活用できる助成金の申請や、寄附としての資金や資材等といった運営方法の仕組みを構築すること。

イ 地域や町との連携の強化

- ・地域内外の生徒の生活支援や講師派遣など学習面でのサポートができるシステムを構築するため、学校や設楽町役場との連携体制を強化すること。

ウ アウトドアやスマート林業に関する職種紹介パンフレットの作成

- ・作成した科目内容と関連した業種・企業情報などを紹介する内容とすること。

エ 協力企業の運営方法の提案

- ・田口高等学校の地域や関連企業等を対象とした「田口高等学校サポーター(仮)」を組織化するための運用方法の提案をすること。

**(5) 情報発信**

ア 動画・チラシの制作

- ・3年生の「総合的な探究の時間」内でPR動画やチラシを作成すること。作成にあたっては、以下の3点の要素を含めること

(ア) 中学生に伝わるよう、3科目の授業風景等生徒の成長や満足度が伝わる内容とすること。

(イ) 田口高等学校の地域や関連企業等を対象とした「田口高等学校サポーター(仮)」の募集に繋がる内容にすること。

(ウ) 県内の遠方からでも安心して学ぶことができる期待感を含めること。

イ PRイベント等の参加

- ・田口高等学校や木工事業者とのコラボ商品等のPRを県内全域に行うため、生徒や学校に対する必要な支援を行うこと。
- ・また、中学生から大人を対象としたイベントに参加し、体験型ブースを設置し運営すること。田口高等学校の生徒がイベントに参加する場合は、生徒や学校に対する支援を行うこと。PRの際は、令和6、7年度に作成したポスター・チラシ、アで作成するチラシ、及びそれらの電子データを用いること。  
※体験型ブースの1回の体験時間は、原則5分以内とすること。
- ・全国で開催されるイベントに生徒を引率できるようにして、商品の販売や農産物の販売を通して田口高校を宣伝する機会を作ること。
- ・なお、上記以外として、アイデアコンテストや町おこしコンテスト等の各種コンテストを選定し、参加すること。また、実施にあたっては、3年生の「総合的な探究の時間」における発表や本事業による成果を活用すること。

## 5 成果物の提出

- ア 業務報告書（A4版縦） 4部  
イ 上記の電子データ 1式  
※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。  
ウ その他、県が指示したもの

## 6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制・人員配置を行うこと。
- (4) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (5) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (6) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含むこと。
- (7) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (8) 受託者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務委託契約が終了した後も同様とすること。
- (9) 業務の進捗状況については、隨時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (10) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (11) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (12) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その

取り扱いに万全の対策を講じること。

- (13) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (14) 成果物の著作権は県に帰属すること。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (15) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (16) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (17) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。